

外国人技能実習制度の監理団体業務運営に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について定める。

(求 人)

第2条 本事業所は、畜産農業及び耕種農業の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理するものとする。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件などの明示をしない場合は、その申込みを受理しないものとする。

② 申込方法は、つぎのとおりとする。

1. 団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者等又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人が直接来所によるもの。
2. 直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールによるもの。

③ 申込みに必要な事項はつぎのとおりとし、書面又はファックス並びに電子メールにおいて、あらかじめ受付するものとする。ただし、緊急性を要する場合には、これらの方法以外の方法によることができる。

1. 業務の内容
2. 賃金
3. 労働時間
4. その他の雇用条件

(求 職)

第3条 本事業所は、畜産農業及び耕種農業の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理するものとする。

ただし、その申込の内容が法令に違反するときは、これを受理しない。

② 申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出し機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出し機関）から、所定の求人票により申込みを受理するものとする。また、申込みは郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えないものとする。

(技能実習に関する職業紹介)

第4条 団体監理型技能実習生等には、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるようにするものとする。

② 団体監理型実習実施者等には、その希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力紹介するものとする。

③ 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望する場合には電子メールの使用により明示するものとする。

ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示が出来ない場合は、それ以外の方法により明示するものとする。

④ 団体監理型技能実習生等を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行するものとする。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行うものとする。

⑤ 求人、求職の申込みを受けた以上は責任をもって技能実習に関する職業紹介の労を取るものとする。

⑥ 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をしないものとする。

(団体監理型技能実習の実施に関する監理)

- 第5条 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法)によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めるときは、直ちに監査を行うものとする。
- ② 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあつては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかに実地による確認(団体監理型技能実習生が従事する業務性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法による確認)を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行うものとする。
 - ③ 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしないものとする。
 - ④ 第1号団体監理型技能実習にあつては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させないものとする。
 - ⑤ 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行うものとする。
 - ⑥ 技能実習生の帰国旅費(第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じるものとする。
 - ⑦ 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取り決めをしないものとする。
 - ⑧ 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じるものとする。
 - ⑨ 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示するものとする。
 - ⑩ 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行うものとする。
 - ⑪ 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施するものとする。

(監理責任者)

- 第6条 本事業所の監理責任者は、営農販売部長とする。
- ② 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理するものとする。
 1. 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 2. 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 3. 団体監理型技能実習生の保護
 4. 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 5. 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
 6. 国及び法公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

(監理費の徴収)

- 第7条 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収するものとする。
- ② 監理費は、別表の監理費表に基づき徴収するものとする。

(その他)

- 第8条 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があつた場合には、迅速に、適切に対応するものとする。
- ② 雇用関係が成立したら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をするものとする。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず

ず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をするものとする。

- ③ 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は外国人技能実習制度個人情報適正管理規程に基づき適正に取り扱うものとする。
- ④ 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切行わないものとする。
- ⑤ 本事業所の取り扱い職種の範囲等は、畜産農業及び耕種農業とする。

附 則

- 1. この規程は、平成29年 6月15日から施行する。
- 2. この規程は、令和 2年 1月28日から施行する。
- 3. この規程は、令和 2年11月30日から施行する。

(別 表)

監 理 費 表

監 理 費 名	徴 収 額	徴 収 内 容
受入監理費	右記費用の実費分を定期的に徴収する。	1. 入国後講習に要する費用 2. 施設利用料 3. 講師及び通訳人への謝金 4. 教材費 5. 在留期間更新許可申請時印紙代 6. 在留資格変更許可申請時印紙代 7. その他諸経費
送出し機関管理費	団体監理型技能実習生1名当たり送出し機関に定められた金額によるもの	1. 送出し機関との協定書に定められた送出し管理費
帰国旅費 ※注1 ※注2	団体監理型技能実習生1名当たり月額 10,000円	1. 帰国する際に発生する飛行機代 2. 帰国送迎費 3. その他帰国する際に発生した諸経費

※注1 残余の帰国旅費は団体監理型技能実習生が帰国後に、団体監理型実習実施者に返戻するものとする。

※注2 技能実習開始後1年間について徴収するものとする。